

徳島県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和四年十二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

3 0 1					番号 整理
久尾穴喰浦					路線名
区 間					
海部郡海陽町久保字松 本一三八番三地从先から 同 一四一番六地先まで		海部郡海陽町久保字松 本一四〇番一地从先から 同 取二七五番一地从先まで		海部郡海陽町久保字松 本一三八番三地从先から 同 取二七五番一地从先まで	
新			旧		
一〇・二〇一三七・三		九・三〇四六・一		九・五〇一九・四	
四九一・二		六六〇・一		二〇一・七	